

農業後継者育成基金事業実施要領の運用

農業後継者育成基金事業の事業実施に必要な事項を下記のとおり定める。

第1 共通事項

- 1 助成対象組織の構成員及び学生が参加する研修・調査に係る旅費及びバス借上料は、全体助成金の1/2以内とする。
- 2 食料費の用途は、原則として基金事業に関わる会議用弁当、茶菓子等とし、会食を伴う懇談は助成の対象としない。事業実績報告に添付する領収書には参加者名簿もつける。

第2 新規就農者経営発展支援事業

- 1 助成対象期間は、原則として事業決定日以降とする。
- 2 実施要領2-(2)の各種控除前所得額とは、青色申告決算書の「青色申告特別控除前所得」から雑収入を引いて、専従者給与を追加した額をいう。
- 3 実施要領5-(1)-ウの青色申告決算書一式は、青色申告決算書の貸借対照表を除いた書類一式をいう。また、確定申告書B表は、第一表のみの提出で良い。

第3 農高・農大就農促進対策事業

- 1 農高就農促進対策助成、農大就農促進対策助成
(1) 助成対象期間は、原則として事業決定日以降とする。

第4 農業青年組織等活動活性化事業

- 1 県・地域 共通事項
(1) 助成対象期間は、原則として事業決定日以降とする。
- 2 地域青年農業者等グループ活動活性化助成
(1) 従来から取り組んできた活動は、原則として対象としない。
(2) 同一組織等が新たに申請する場合は、前回と目的及び取組が異なる活動内容とする。

第5 農業後継者特別支援事業

- 1 助成対象期間は、原則として事業決定日以降とする。
- 2 プロジェクト活動については、最長3年間の活動として申請できるが、審査は単年度ごとに行う。
- 3 同一組織等が新たに申請する場合は、前回と目的及び取組が異なる活動内容とする。